

平成23年度

被保険者・被扶養者 調査実施について

当健康保険組合では、被扶養者認定時に健康保険法に基づいた厳正なる被扶養者資格審査を行っておりますが、厚生労働省の指導により被扶養者の資格調査を毎年実施することとなっております。

平成23年度につきましては、右記要領にて実施しますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

健保からお願い

扶養調査に関する添付書類について

1 パート・アルバイトしている場合は

収入の確認は給与明細(会社名・電話番号明記のこと)で行っていただきます。直近の給与明細3ヶ月分を添付してください。

※給与に変動が大きく、3ヶ月では証明できない場合は、必要な分だけ添付してください。

2 収入の無い場合は

平成23年度の非課税証明書を添付してください。

(非課税証明書は平成22年1月1日～12月31日までの収入状況に応じて判断されます)

3 別居している人を扶養にしている場合は

被保険者によって生計を維持されているかの確認は送金証明で行っています。被扶養者の収入を上回る送金が必要です。(手渡しでは生計維持関係の証明にはなりません) 第三者がみて送金元、送金先、送金金額がわかる「振込通知書」、または「通帳の振込人・振込先の記載面(写)」の直近3ヶ月分の証明が必要です。(ただし、配偶者と学生の場合は、送金証明を免除します) 証明書は、1年を通していつでも提出できるように控えは必ず保管してください。

調査対象者

- 配偶者と22歳以上(平成23年4月1日現在)の被扶養者(ただし任意継続者を除く方)

調査実施時期

〈日程〉

- 調査表配布
平成23年8月下旬から約1ヶ月間
- 調査表回収
各事業主(会社)により異なります
*事業主(会社)案内を参照

調査内容

- 収入の確認
- 現住所確認
- 同居・別居の確認
- 別居家族への送金の確認

添付書類免除の対象者

- 平成23年4月1日以降に認定された方
- 次の各県の方、または被災し避難されている方
・岩手・宮城・福島(調査表に記載してある住所)

*詳細は健保ホームページ「保険証について」をご覧ください。 <http://www.yokogawakenpo.or.jp>

平成22年度 被扶養者調査表審査後の結果報告

対象者は配偶者と22歳以上(平成22年4月1日現在)の被扶養者(ただし任意継続者を除く方)

内訳表	就 職 [※]	収入増	離 婚	雇用保険 受給開始	氏名変更	その他	合 計
被保険者による 削除・変更件数	46	41	3	6	2	3	101

※平成22年4月1日就職の為削除された方です。対象者の方は速やかに異動届と、保険証を事業主(会社)に提出してください。

内訳表	不認定者 12件			指 導 者 [※]	合 計
健康保険組合 による不認定・ 指導通知件数	収入増	送金不足	強制適用 事業主		
	8	3	1	22	34

※指導者の方は何れも3ヶ月平均108,334円(交通費合総収入)以上です。給与の変動が大きく、3ヶ月では証明できない場合は必要な分だけ提出してください。

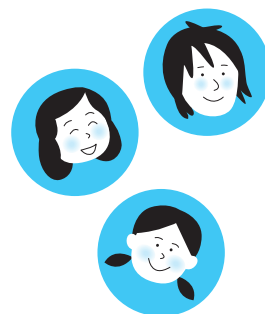
【被扶養者でなくなった方の届出はお済みですか?(就職による異動)】

健康保険の被扶養者であった方が、就職などにより勤務先で健康保険にご自身で加入された場合は、当健康保険の被扶養者でなくなります。この場合、「調査表」で削除が出来ます。

*就職した場合や一定の収入を超えた場合など、健康保険の被扶養者の条件に該当しなくなったときは、「調査表」に健康保険証を添えて、提出期限を待たずに速やかに事業主(会社)へお届けください。

●未提出の場合は資格を喪失することも

被扶養者調査表・添付書類の未提出の場合は、被扶養者の資格を喪失させる場合があります。この場合は、被扶養者の資格を喪失した日以降にかかった医療費を返還していただきます。



被扶養者資格のための条件

条件1

被保険者(本人)から見て、一定範囲内の親族であること

健康保険の被扶養者の範囲とは

被保険者(本人)から見て3親等内の親族であることが必要です。同居(同一世帯)の場合は、年収が130万円未満(60歳以上の方または障害者は年収180万円未満)で、かつ被保険者(本人)の年収の2分1未満であることが必要です。

条件2

被保険者(本人)との生計維持関係があること

健康保険の「生計維持関係」とは

一定範囲内の親族に該当するとしても、さらに「被保険者に生計維持されている」ことが必要です。
生計維持とは、生活費の多くを被保険者に依存している状態のことをいいます。たとえ配偶者や父母でも十分な収入があり、家計を別にしてそれぞれ独自の生活を営んでいるときは被扶養者の対象になりません。被保険者の経済的状況や扶養の実績も含め総合的に判断します。

注意

「同一世帯」とは単なる同居ではありません!

親族と同居していれば、必ず「同一世帯」と認められるわけではありません。健康保険法では「被保険者と住居及び家計を共同にすること」とされています。

注意

被保険者(本人)と「同一世帯」ではない「別居」の場合

被保険者から、被扶養者の収入を上回る送金がされていて、その送金によって暮らしがなりたっていることの証明として直近3ヶ月分の振込みが確認できる書類が必要となります。

年間収入の範囲

申請時点から将来に向けて年間で130万円以上の収入がないことを条件としています。固定収入がある場合、年間収入が基準額の130万円かどうかは、連続した3ヶ月の平均が $(130万円 \div 12ヶ月) 108,334円$ (交通費を含む総収入)以下かどうか(給与の変動が大きく3ヶ月では証明できない場合は必要な分だけ提出してください)で判断します。

年の途中であっても退職などで収入がなくなった場合、今後見込まれる収入が基準額に満たない場合などは、被扶養者と申請することが可能ですので状況がわかるように記載してください。

■参考:調査に関する法・関連通達

・健康保険法施行規則第38条(被扶養者の届出)・健康保険法第197条(報告等)・健康保険法施行規則第50条(被保険者証の検認又は更新)

健康保険証の紛失・盗難に気をつけましょう!!

健康保険証は運転免許証やパスポートと同様重要な身分証明書です。

健康保険証の管理には十分ご注意ください。

△ 健康保険証が紛失・盗難にあった場合は、万が一に備えて最寄りの警察に届け出てください。

△ 紛失・盗難にあった健康保険証が見つかった場合は、そのままにせず、見つかった健康保険証を事業主(会社)経由で健保組合に返却してください。

注意

- 外出先で、鞆や財布をちょっとした所に置いていませんか? ※肌身離さず身につけておきましょう。
- 引越し、部屋の整理整頓をしていて誤って健康保険証を何かと一緒に捨てていませんか?
- 健康保険証を使用した後、しまう場所を変えていませんか?

平成22年度健康保険証の紛失件数

財布の紛失盗難	外出先で紛失	誤ってゴミとして破棄	自宅で紛失(保管場所不明)	その他	合計
77	89	31	24	27	248

健保からのお願い 現住所が変更になったら健保組合に届出を!

健康保険組合では、対象となる方に「けんぽ共同健診」(特定健診・主婦健診)、ジェネリック医薬品使用促進、けんぽだより等のご案内を送付しています。そのため被保険者と被扶養者(本人・家族)全員の方の住所管理を行っています。現住所(現在住んでいる所)の変更があった場合は、健保ホームページより「各種届出・申請書類」から「健康保険住所変更届」を取り出し、事業主(会社)経由で必ず健保へ届けをしてください。